

かがやくけん、かがわけん。

香川県



Kagawa Prefectural Government

屋外広告物の手引

— 香川県の良好な広告景観を目指して —

令和 8 年 4 月

香川県土木部都市計画課

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 屋外広告物とは | |
| ■屋外広告物とは | 1 |
| ■屋外広告物の種類 | 2 |
| ■屋外広告物の分類 | 3 |
| 良好な景観を守るための規制 | |
| ■屋外広告物を表示できない地域（禁止区域） | 4 |
| ■屋外広告物を表示できない物件（禁止物件） | 4 |
| ■屋外広告物を表示できる地域（許可地域） | 5 |
| ■禁止広告物 | 5 |
| ■香川県屋外広告物規制図 | 6 |
| ■適用除外（条例による規制対象外） | 7 |
| 許可を受けるには | |
| ■許可申請手続き等 | 10 |
| ■許可申請手数料・許可期間 | 11 |
| ■許可基準（抜粋） | 12 |
| ■広告表示面積の算定について（許可基準、適用除外基準） | 17 |
| ■許可の変更・更新について | 18 |
| ■屋外広告物の点検義務 | 19 |
| その他 | |
| ■屋外広告業の登録 | 20 |
| ■屋外広告物講習会 | 23 |
| ■条例違反等に対する措置 | 24 |
| ■窓口一覧 | 26 |

は じ め に

屋外広告物は、私たちの身近な情報の伝達手段として、日常生活や経済活動に欠かせないものとなっています。しかし、屋外広告物が無秩序、無制限に掲出、表示されると、まちの景観や自然の風致を損ねたり、道路交通の安全に支障を生じたりする場合があります。

このため、香川県では屋外広告物条例を制定し、屋外広告物に対して必要な規制を行っています。（高松市の区域については、別途、高松市が条例で規制しています。）

この手引は、屋外広告物を掲出する皆様に、屋外広告物に関する規制の概要を正しく理解していただき、適正な屋外広告物の掲出が行われるよう、作成したものです。ここに掲げるルールをご理解いただき、香川県の良好な景観を形成し、うるおいのある美しい街並みが創出されますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

屋 外 広 告 物 と は

屋外広告物とは、次の4つの要件をすべて満たしているものをいいます。

（屋外広告物法第2条第1項）

- ①「常時又は一定の期間継続して」表示されるものであること。
- ②「屋外で」表示されるものであること。
- ③「公衆に」表示されるものであること。
- ④「看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」であること。

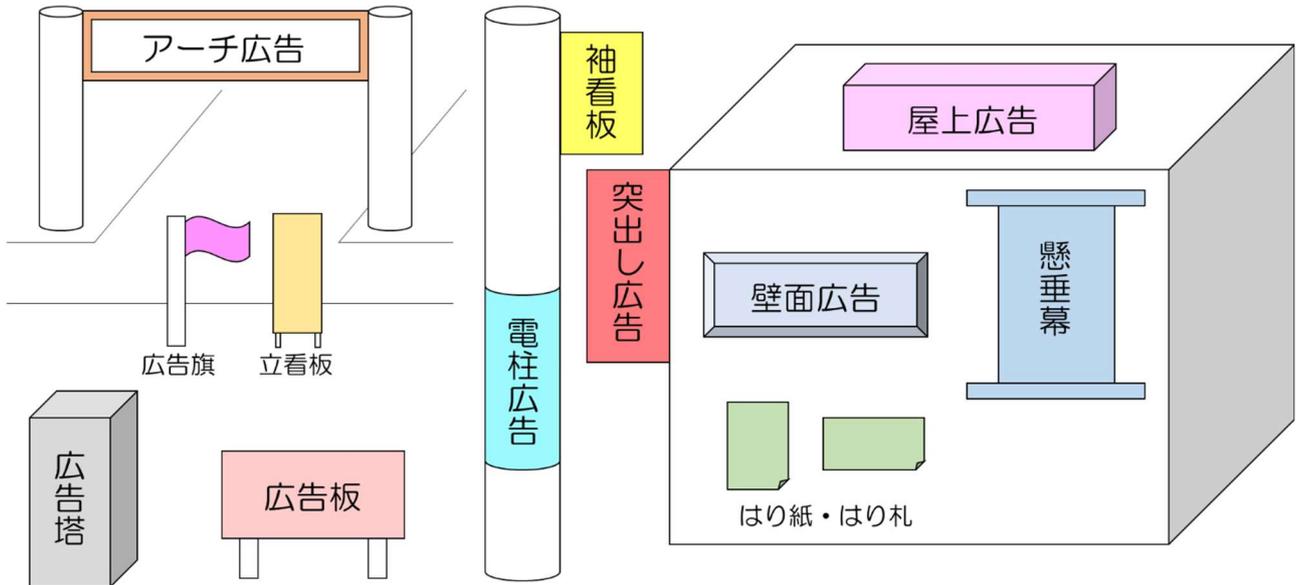
また、商業広告だけでなく、営利を目的としない広告物や、公共事業等で設置される道路標識や交通安全標識、案内板、道路上の区画線等の路面標示等も屋外広告物に該当します。

なお、文字により表示されたものだけでなく、絵、商標、シンボルマークなど一定の観念、イメージ等が表示されているものも屋外広告物に含まれます。ただし、

- ・街頭で配布されているチラシなどの定着性のないもの
- ・建築物の窓ガラス等の内側から表示されているもの
- ・遊園地、野球場、工場等で、その構内にいる特定の人を対象とするもの 等々は屋外広告物に該当しません。

屋外広告物の種類

【例】



| | |
|-------|---|
| 野立広告 | 道路又は鉄道等の沿線の土地に建植する広告板及び広告塔。 |
| 屋上広告 | 建物の屋上に固定して装置する広告板及び広告塔。 |
| 壁面広告 | 建物の外壁面に直接表示するもの又は固定して装置するもので、突出し広告以外のもの。 |
| 突出し広告 | 建物の外壁面に固定して装置するもので、建物の外壁面から突き出すもの。 |
| はり紙 | 紙、布、ビニール等で作製されたもので、建物その他の物件にはり付けて表示するもので、はり札等及び立看板等以外のもの。 |
| はり札等 | 容易に取り外すことができる状態で、工作物等に取り付けられているはり札その他これに類するもの。 |
| 広告旗 | 容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている旗。 |

| | |
|-------------|--|
| 立看板等 | <ul style="list-style-type: none"> • 容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの。 • 立看板に類似の形状で、パンフレットやチラシ等を掲出する物件。 • ベンチ等に直接印刷、塗装する等により広告物を表示した物件。 • 公共工事で設置する規制標識、案内標識等。 |
| 広告板 | 木製又は金属製等のもので、土地に建植され、又は建物その他の工作物等に装置するもの。道路の規制標識や案内標識等も含む。 |
| 広告塔 | 円筒又は多角型のもので、相当の高さを有する塔状のもの。 |
| アーチ、横断幕 | 建物その他の工作物等を利用して道路を横断し、空中に掲出するもの。 |
| 懸垂幕 | 建物その他の工作物等を利用して垂れ下げるもの。 |
| 電柱広告 | 電柱又は街灯柱を利用する広告で、塗装するものや金属製等のものを巻き付けて表示するもの、及び物件を添加して表示(袖看板)するもの。 |
| 気球・アドバルーン広告 | 気球を利用して高揚するもの。 |

屋 外 広 告 物 の 分 類

| | |
|--------|--|
| 自家用広告物 | 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物（店舗等敷地内の自家広告）又はこれを掲出する物件 |
| 一般広告物 | 自家用広告物（店舗等敷地内の自家広告）以外の全ての広告物 なお、「管理用広告物」とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件 |

屋外広告物を表示できない地域（禁止区域）

香川県（高松市の区域を除く。）には、原則として屋外広告物を表示することができない禁止区域が存在し、主に以下のような地域等が指定されています。（条例第4条）

香川県内の禁止区域（高松市の区域を除く。）については、香川県屋外広告物規制図（6頁）を参照してください。

- 風致地区
- 文化財関係（国宝、重要文化財、県指定有形文化財、史跡・県指定史跡、名勝、特別天然記念物、天然記念物、県指定天然記念物）
- 風致保安林のある地域
- 自然環境保全地域
- 緑地環境保全地域
- 香川県自然記念物
- 国又は地方公共団体が設置した施設で良好な景観又は風致の維持のため知事が指定するもの

屋外広告物を表示できない物件（禁止物件）

以下の物件には原則として広告物を表示、掲出物件を設置することができません。（条例第5条）

- 国又は地方公共団体が設置した以下のもの
 - ・橋りょう、トンネル及び高架構造物
 - ・石垣及びよう壁
 - ・街路樹及び路傍樹
 - ・信号機、道路標識、里程標、駒止め及び歩道柵その他の危険防護柵
 - ・消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 景観法により指定された景観重要建築物及び景観重要樹木のうち、知事が指定するもの
- 電柱又は街灯柱
 - ・電柱又は街灯柱には、「はり紙」、「はり札等」、「広告旗」、「立看板等」を表示、設置することは禁止されています

許可を受けて屋外広告物を表示できる地域（許可地域）

許可地域は、この地域に広告物を表示する場合、あらかじめ許可を受けることによって表示し又は掲出物件の設置が可能となります。（条例第6条）

香川県の許可地域（高松市の区域を除く。）については、香川県屋外広告物規制図（6頁）を参照してください。

また、地域の詳細については、**県土木事務所又は小豆総合事務所**にお問い合わせください。

なお、許可にあたっては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を附する場合があります。

禁 止 広 告 物

良好な景観若しくは風致を損なうものや公衆に対し危害を及ぼすおそれのある広告物又は広告物を掲出する物件は、場所や区域に関わらず、禁止されています。（条例第9条）

- 著しく汚染し、色があせ、又は塗料等のはく離したものの
- 著しく破損し、故障し、又は老朽化したものの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機、道路標識、踏切遮断機又は踏切警報機の効用を妨げるおそれのあるもの
- 道路の見通しを妨げ、交通安全を阻害するおそれのあるもの

適用除外（条例による規制対象外）

一定の条件を満たす広告物等は、条例による規制の対象外（適用除外）となり、これに該当する場合は、禁止区域や許可地域などの場合でも、広告物の表示や掲出物件の設置をすることができます。

1 禁止区域、許可地域、禁止物件の規制すべてが適用除外になる広告物 (条例第7条第1項)

(1) 法令の規定により表示し、又は設置されるもの

【例】

| 広告物の例 | 根拠法令 |
|-----------------------------|--------|
| 道路標識 | 道路法 |
| 建設工事の現場等への標識の掲示 | 建設業法 |
| 一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示 | 建築基準法 |
| 史跡、名勝、天然記念物の管理に必要な標識、説明板 | 文化財保護法 |

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するもの

(3) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件

(4) 公共的団体が公共的目的をもって一時的に表示し、又は設置するもので知事が認めるもの

(5) 土地又は物件の所有者又は管理者が当該土地又は物件にその管理のために表示し、又は設置するもの（管理用広告物）で、広告表示面積が5㎡以下であって、蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないもの

(6) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する寄贈者名等表示広告物で、次の基準に適合するもの

| 公益上必要な施設又は物件 | 広告表示面積 |
|--------------|---------|
| ベンチ | 500c㎡以下 |
| くず入れ・防犯灯等 | 300c㎡以下 |

2 禁止区域、許可地域の規制のみ適用除外になる広告物（条例第7条第2項）

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの（自家用広告物）で、広告表示面積が30㎡以下、高さが10m以下であって、蛍光、発光や反射を伴う材料等を使用していないもの
（広告幕、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等は別基準）
- (2) 冠婚葬祭又は祭礼等のため一時的に表示し、又は設置するもの
- (3) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置するもの
- (4) 人又は動物に表示されるプラカード等の広告物
- (5) 車両、船舶等に表示され、又は設置されるもの
- (6) 停留所の標識及びこれを掲出する物件
- (7) 工事現場の仮囲いに表示される広告物で、工事の期間中に限り表示されるものであって、周囲の景観と調和し、宣伝の用に供されていないもの

3 知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合、禁止区域の規制が適用除外になる広告物（条例第7条第3項）

- (1) 道標、案内図板その他公共目的をもって表示し、又は設置するもの
 - ・ 広告表示面積が5㎡以下かつ、蛍光、発光や反射を伴う材料等を使用していないこと
 - ・ 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をしていること
 - ・ ネオン管を使用していないこと
 - ・ 照明装置がある場合は、照明が点滅しないこと
 - ・ 回転灯を使用していないこと
 - ・ 良好な景観や風致を特に損なわず、かつ、公衆に対し危害を及ぼさないこと

- (2) 公衆の利便に供する目的をもって表示し、又は設置するもので規則で定めるもの
 - ・ 上記（1）の基準に加え、次の基準を満たすもの
 - ・ 公益的施設、商業施設その他の施設の案内誘導を目的とする広告物又はこれを掲出する物件であること
 - ・ 案内誘導の対象となる公益的施設、商業施設その他の施設（対象施設）に近隣する場所に表示し、又は設置されるものであること
 - ・ その表示又は設置が対象施設の利用者の利便の増進を図るものであることが明らかなものであること
 - ・ 対象施設の立地条件及びその周辺の状況からその表示又は設置が特にやむを得ないものであると認められるものであること

(3) 自家用広告物（上記2（1）の自家用広告物を除く）

○野立広告（広告板、広告塔）

- ・蛍光、発光や反射を伴う塗料又は材料等を使用していないこと
- ・広告表示面積が50m²以下であること
- ・高さが12m以下であること

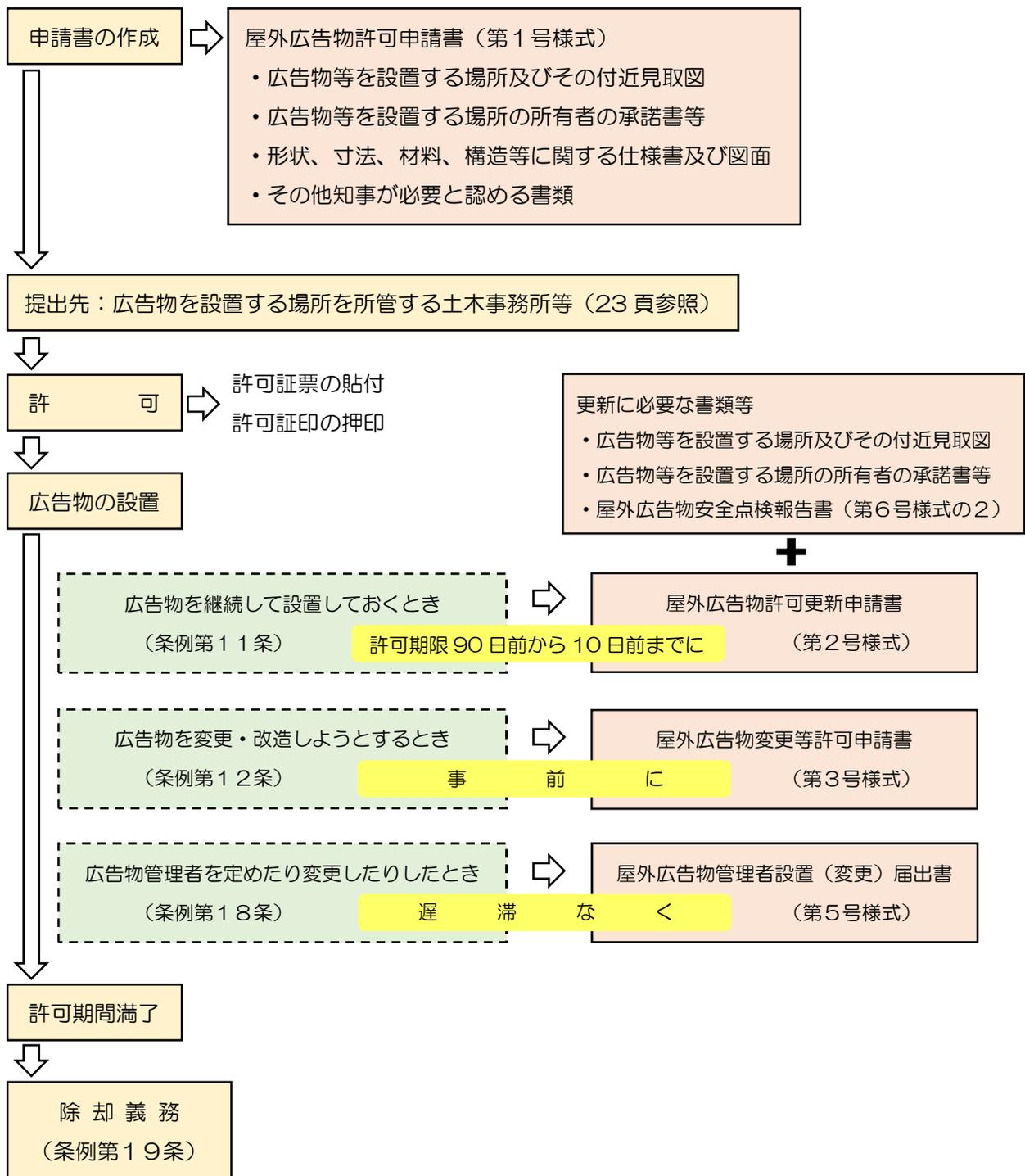
○屋上広告

- ・蛍光、発光や反射を伴う塗料又は材料等を使用していないこと
- ・広告表示面積が200m²以下であること
- ・広告物自体の高さが10m以下で、当該広告物を設置する建築物の高さの3分の2以下であること
- ・地上から当該広告物の上端までの高さが5.1m以下であること
- ・当該広告物を設置する建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと

○壁面広告、突出し広告

- ・蛍光、発光や反射を伴う塗料又は材料等を使用していないこと
- ・広告表示面積が50m²以下であること

許可申請手続き等



〈他法令の手続き〉

農地法の手続き

農地への広告物の設置には、農地転用許可が必要です。

道路法の手続き

広告物を道路上に設置する場合には、道路管理者の道路占用許可が必要です。

建築基準法の手続き

広告物の高さが4mを超える場合には、工作物の確認が必要です。

許可申請手数料 ・ 許可期間

許可申請時に、下表による手数料を香川県証紙等で納付してください。

| 種別 | 区分及び単位 | 手数料の額 | | 許可期間 |
|---|---------------------------------|---------|---------|-------|
| | | 照明装置なし | 照明装置あり | |
| はり紙 | 100枚までごとにつき | 400円 | — | 60日以内 |
| はり札等 | 1個につき | 250円 | — | |
| 広告旗 | 1個につき | 400円 | — | |
| 立看板等 | 1個につき | 400円 | — | |
| 広告板 又は 広告塔 (広告を建物、塀その他の工作物等に直接表示し、又は設置するものを含む) | 広告表示面積 1㎡未満のもの 1件につき | 900円 | 1,500円 | 3年以内 |
| | 広告表示面積 1㎡以上 5㎡未満のもの 1件につき | 1,200円 | 2,500円 | |
| | 広告表示面積 5㎡以上 10㎡未満のもの 1件につき | 1,700円 | 3,000円 | |
| | 広告表示面積 10㎡以上 20㎡未満のもの 1件につき | 3,000円 | 4,400円 | |
| | 広告表示面積 20㎡以上 30㎡未満のもの 1件につき | 4,700円 | 6,200円 | |
| | 広告表示面積 30㎡以上 100㎡未満のもの 1件につき | 6,400円 | 8,000円 | |
| | 広告表示面積 100㎡以上のもの 1件につき | 18,300円 | 20,600円 | |
| 電柱広告 (街路柱を含む) | 1個につき | 350円 | — | |
| アーチ広告 | 1個につき | 3,000円 | — | |
| 広告幕 | 1枚につき | 550円 | — | |
| 気球広告 | 1個につき | 1,000円 | — | |

備考

- 1 広告物の表示と掲出物件の設置を同時に行う場合は、1件についての手数料となります。
- 2 変更又は改造に係る手数料は、この表に規定する額の2分の1の額となります。
- 3 政治資金規正法の規定による届出をした政治団体が「はり紙」、「はり札等」、「広告旗」又は「立看板等」に係る許可申請には手数料は必要ありません。

屋外広告物許可申請をはじめとする各種屋外広告関係手続きについては、「香川県電子申請・届出システム」(「屋外広告」で検索)を利用したオンライン申請も可能ですので、ご利用ください。

オンライン申請の場合、お支払いはクレジットカード、PayPay、d払い、auPAYをご利用いただけます。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplay



許 可 基 準 (抜 粋)

○一般基準

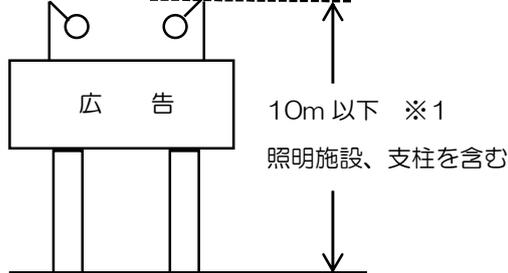
- ①蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
- ②一般広告物については、広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗料その他の装飾をしていること。

○個別許可基準

1 野立広告

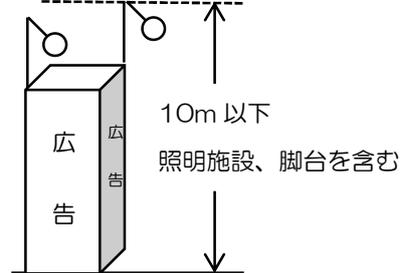
(Ⅰ 一般広告物の場合)

①広告板



| |
|---|
| <p>■高さ 10m以下 (下記※1参照)</p> <p>■道路路肩からの距離 50m 若しくは 100m (下記※2参照)</p> <p>■表示面積 合計 30m²以下 1面 15m²以下</p> |
|---|

②広告塔



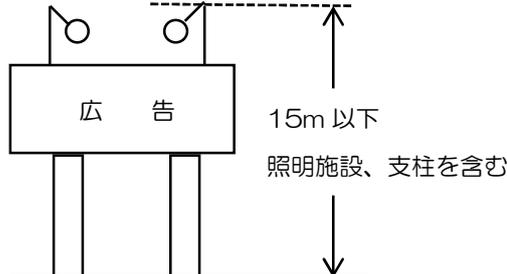
| |
|--|
| <p>■高さ 10m以下</p> <p>■道路路肩からの距離 50m 若しくは 100m (下記※2参照)</p> <p>■表示面積 最大断面積 15m²以下</p> |
|--|

※1：自然景観を保全する必要がある地域を通過する道路（①県道高松王越坂出線②県道土庄神懸線③県道寒霞渓公園線④県道鴨川停車場五色台線⑤県道五色台線⑥県道高松坂出線のそれぞれ一部区間）で区間を定めて知事が別に定めるものにあつては、「5m以下（照明施設、支柱を含む）」としています。

※2：上記※1の道路の場合、路肩から50m以上離れていることとされ、また、四国横断自動車道及び瀬戸中央自動車道の場合、路肩から50m（市街地区間・区域）若しくは100m（市街地区間・区域以外）以上離れていることとしています。なお、これらの道路以外の道路及び鉄道の場合、道路又は鉄道の路肩からの距離の制限はありません。

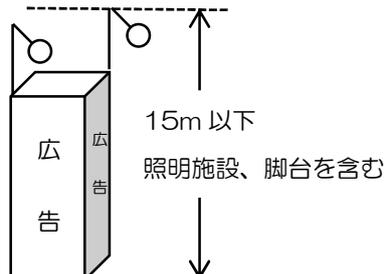
(Ⅱ 自家用広告物の場合)

①広告板



| |
|--|
| <p>■高さ 15m以下</p> <p>■表示面積 合計 50m²以下</p> |
|--|

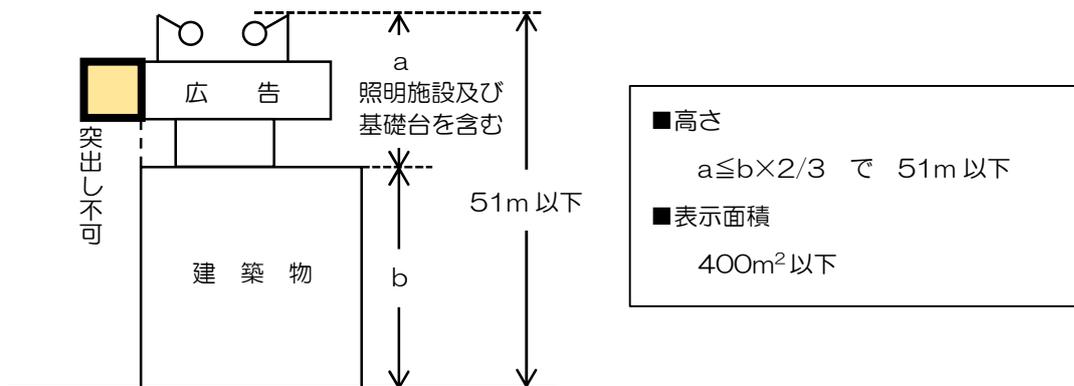
②広告塔



| |
|---|
| <p>■高さ 15m以下</p> <p>■表示面積 最大断面積 50m²以下</p> |
|---|

2 建築物、工作物等を利用する広告

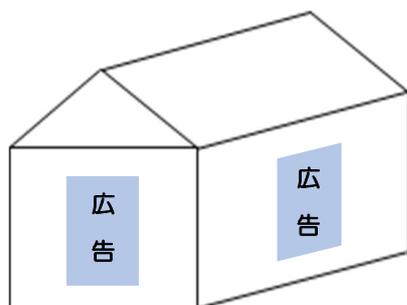
ア 屋上広告



イ 屋根面、壁面、塀その他の工作物に表示する広告

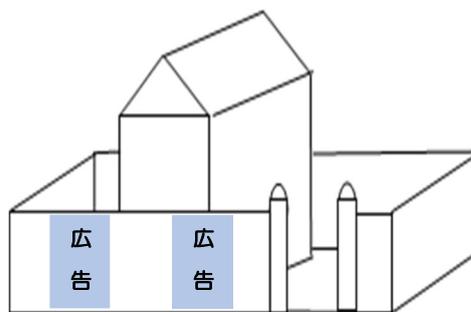
(I 一般広告物の場合)

①直接塗装



■設置個数
 1面につき1件まで

②広告板



■設置個数
 はり紙とはり札等の合計が2件以内

■表示面積
 表示面の1/2以下 (鉄道の遮音壁を利用する場合は、かつ、広告物の高さが表示する面の高さの1/2以下)

(II 自家用広告物の場合)

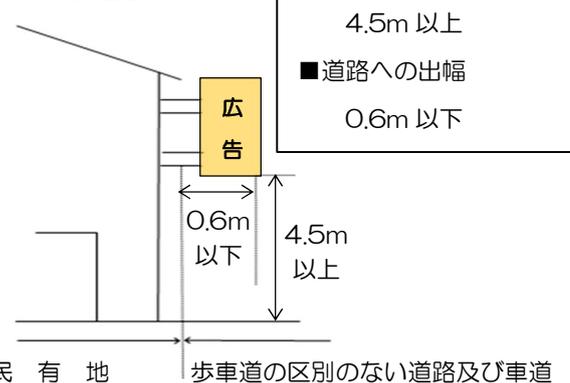
■表示面積
 表示面の1/2以下 (鉄道の遮音壁を利用する場合は、かつ、広告物の高さが表示する面の高さの1/2以下)

ウ 突出し広告

(ア 歩道ありの通路上)

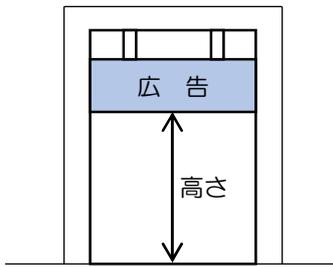


(イ 歩道なしの通路上)



※歩道上へ突き出す場合で、特にやむを得ない場合は、1m以下

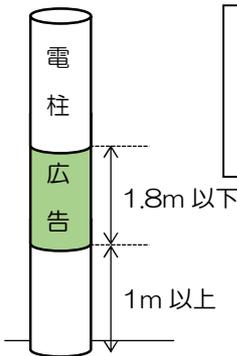
3 アーチ広告



- 高さ
道路を横断する場合は 4.5m 以上
- 表示面積
10m²以下

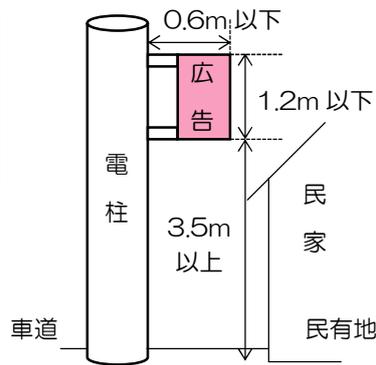
4 電柱又は電灯柱を利用する広告

(ア 直接塗装又は巻き付けにするもの)



- 広告面の高さ
下端が路面から 1m 以上
- 広告物の大きさ
縦 1.8m 以下

(イ 添加するもの)

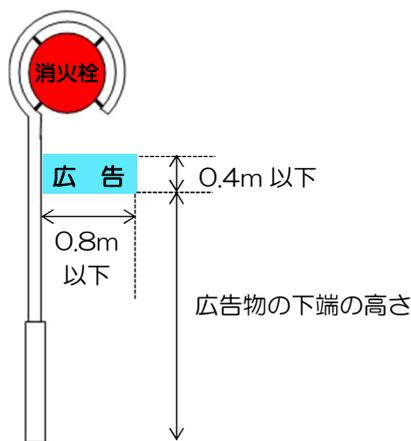


- 大きさ
出幅 0.6m 以下
高さ 1.2m 以下
- 広告物の下端の高さ
3.5m 以上
- その他
歩車道の区別のある道路上では、道路と平行に、又は歩道側へ向かって添加すること。

- ※共通要件
- 広告物を表示する電柱又は電灯柱は、道路の交差する角から 10m 以上（信号機のある箇所は、20m 以上）離れていること。
 - 電柱又は電灯柱 1 本につき、直接塗装するもの又は巻付けにするもの 1 件以内及び添加するもの 1 件以内。

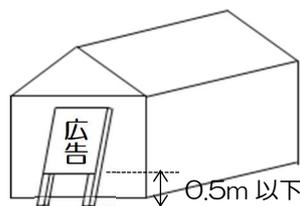
歩車道の区別のない道路上では、道路と平行に、又は道路の外側（民有地側）へ向かって添加すること。

5 消火栓標識柱を利用する広告



- 大きさ
縦 0.4m 以下
横 0.8m 以下
- 設置位置
突出し方向は標識と同一方向
- 広告物の下端の高さ
歩車道の区別のない道路及び車道上 4.5m 以上
歩道上 2.5m 以上
- 設置個数
標識 1 基につき 1 個

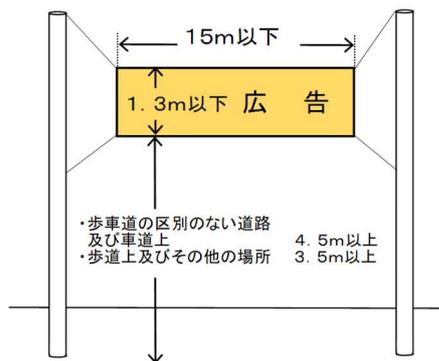
6 立看板等



- 表示面積
2m²以下
- 脚部高さ
0.5m 以下
- 表示期間
60 日以内

7 広告幕

(ア 横断幕)



■大きさ

長さ 15m以下

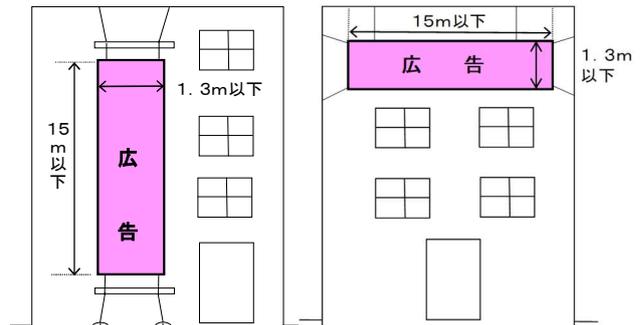
幅 1.3m以下

■広告物の下端の高さ

歩車道の区別のない道路及び車道上 4.5m以上

歩道上及びその他の場所 3.5m以上

(イ 懸垂幕)



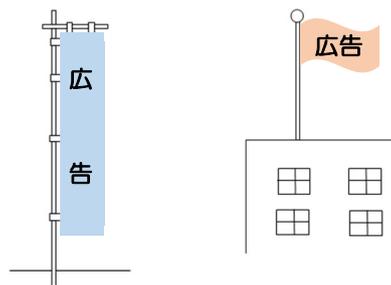
■大きさ

長さ 15m以下

幅 1.3m以下

※ 縦長か横長かを問わない

8 広告旗



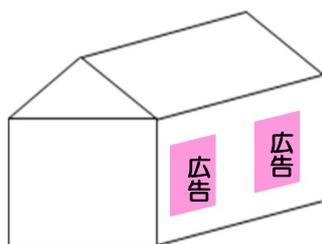
■表示面積

6m²以下

■表示期間

60日以内

9 貼り紙



■表示面積

1枚につき1m²以下

■設置個数

1面につき2件以内

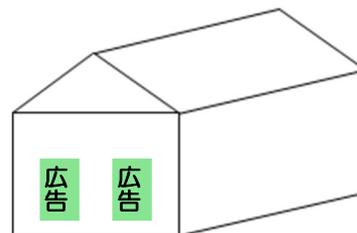
■表示期間

60日以内

■その他

容易に除却できるような方法で表示し、全面のり付けは不可。

10 貼り札等



■表示面積

1枚につき0.3m²以下

■設置個数

1面につき2件以内

■表示期間

60日以内

○その他の基準

- (1) 一般広告物のうち、「建築物、工作物等を利用する広告物又は掲出物件」以外の広告物又は掲出物件については、下記①～③の基準に適合すること
- (2) 高速自動車国道等で知事が別に定める道路の路肩からの距離が 100メートル以内の区域において表示し、又は設置する広告物及び掲出物件（上記（1）に規定する一般広告物を除く。）については、下記①～③の基準に適合すること。ただし、当該広告物又は掲出物件の上端が当該広告物又は掲出物件に最も近い当該道路より低い位置にある場合は、この限りでない。

【基準①～③】

- ①ネオン管を使用していないこと
- ②照明装置がある場合は、照明が点滅しないこと
- ③回転灯を使用していないこと

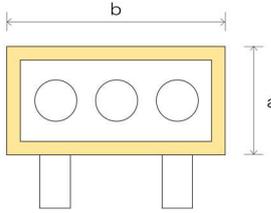
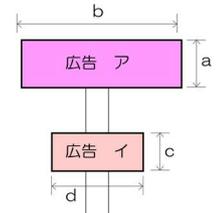
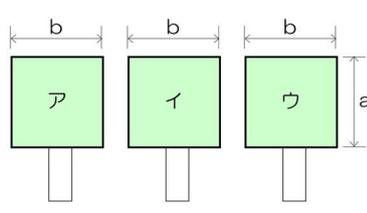
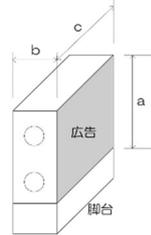
○公共的目的を持った広告の後退距離制限の除外

道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、若しくは設置する野立広告(条例第7条第3項第1号)又は公衆の利便に供する目的をもって表示し、若しくは設置する野立広告(条例第7条第3項第2号)で、広告表示面積が5平方メートル以下かつ高さが5メートル以下のものについては、道路又は鉄道の路肩からの距離制限(後退制限距離)がある地域でも、許可を受けて設置することができます。

広告表示面積の算定について（許可基準、適用除外基準）

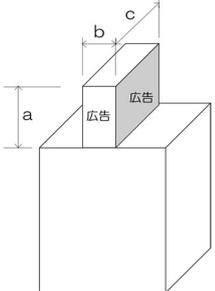
1 広告板・広告塔

掲示面の全面を表示面積とする。（白地部分も含む。）

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>< 広告板 ></p>  <p>表示面積 = $a \times b$</p> <p>（表裏、表示の場合は2倍）</p> | <p>< 独立した広告板 ></p>  <p>表示面積 = $a \times b + c \times d$</p> | <p>< 独立しているが一体として表示する広告板 ></p>  <p>表示面積 = $(a \times b) \times 3$ 面</p> | <p>< 広告塔 ></p>  <p>（4面表示の場合）</p> <p>表示面積 = $(a \times b) \times 2$ 面 + $(a \times c) \times 2$ 面</p> |
|---|---|--|---|

2 屋上広告

掲示面の全面を表示面積とする。（白地部分も含む。）



（4面表示の場合）

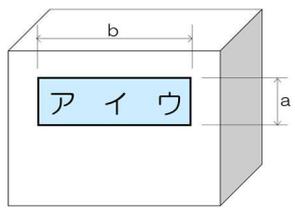
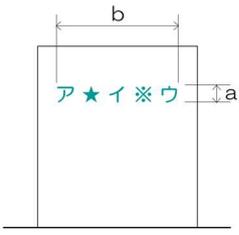
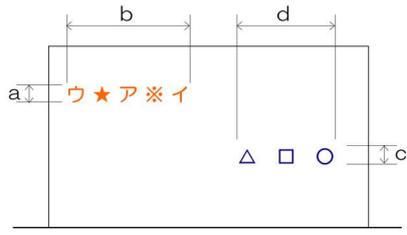
表示面積

= $(a \times b) \times 2$ 面 + $(a \times c) \times 2$ 面

（広告塔の高さは脚台の高さを含む）

3 壁面広告

- 広告内容部分（文字やマーク等）の大きさ（縦×横）を表示面積とする。
 - 広告内容部分の下地で着色されているだけの部分は、表示面積に含まない。
- （ただし、広告板タイプのものは広告板全体を表示面積とする。）

| | | |
|---|---|---|
| <p>< 表示面の縁に枠がある場合 ></p>  <p>表示面積 = $a \times b$</p> | <p>< 表示面の縁に枠がなく、表示が一体として内容を表示する場合 ></p>  <p>表示面積 = $a \times b$</p> | <p>< 表示面の縁に枠がなく、表示が一体になっておらず、異なる内容を表示する場合 ></p>  <p>表示面積 = $a \times b + c \times d$</p> |
|---|---|---|

許可の変更・更新について

【1. 許可の変更】

■許可を受けた広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは許可を受けなければなりません（軽微な変更または改造をしようとするときを除く。）。

※軽微な変更又は改造（規則第4条）

- 補強すること
- 部材を取り替えること（材質を変更することを含む）
- 形状又は色彩その他の意匠、大きさなどを変えない修繕塗り替え等を行うこと
- 広告物の表示内容の変更（その主たる内容に変更がないと知事が認めるものに限る）を行うこと

■変更又は改造に係る手数料は、変更又は改造後の広告表示面積に係る手数料の額の2分の1の額になります。

【2. 許可の更新】

■許可を受けた広告物又は掲出物件をその許可の期間を経過した後も引き続き表示し、又は設置しようとするときは、**更新の許可**を受けなければなりません。

■更新申請書の提出は、現に受けている許可の有効期間の満了日の90日前から10日前までの間に行わなければなりません。

■知事の許可を受けた屋外広告物の表示者、設置者に対して、更新の許可申請の際に、申請前3ヶ月以内実施した点検の結果を記録した「**安全点検報告書**」を提出することが義務付けられています。

（許可を要しない屋外広告物の場合、点検は義務付けられますが、「安全点検報告書」の提出は不要です。）

屋外広告物の点検義務

平成27年2月に札幌市において、ビルの壁面に取り付けられた看板が落下して歩行者の頭部に当たる重大な事故が発生するなど、屋外広告物の適切な安全管理が全国的な課題となっており、国は、屋外広告物の安全性確保のため、平成28年4月に「屋外広告物条例ガイドライン」を改正しました。

このような状況を踏まえ、屋外広告物の一層の安全性の向上を図り、公衆に対する危害を防止する目的から、平成30年3月に、香川県屋外広告物条例及び同施行規則を一部改正し、屋外広告物の点検義務などを制度化しました。

1 点検義務の制度化（平成30年3月23日施行）

広告物の表示者、設置者、管理者は、広告物等の本体、接合部、支持部等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検しなければなりません。許可の要・不要は問わず、下記の規則で定める広告物を除く全ての広告物が点検対象です。（条例第15条の2第1項）

規則で定める点検が不要な広告物

壁面広告（直接塗装したものに限る。）、電柱又は電灯柱に直接塗装したもの又は巻付けにしたもの、広告幕、貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等及び気球広告

2 有資格者による点検

地上から広告物の上端までの高さが4mを超える広告物については、一定の有資格者に点検させなければなりません。（条例第15条の2第2項）

点検者に求められる資格

- 屋外広告士
- 1級又は2級建築士
- 建築物調査員
- 第1種又は第2種電気工事士
- （一社）日本屋外広告業団体連合会及び（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者

3 点検結果の報告義務（平成30年10月1日施行）

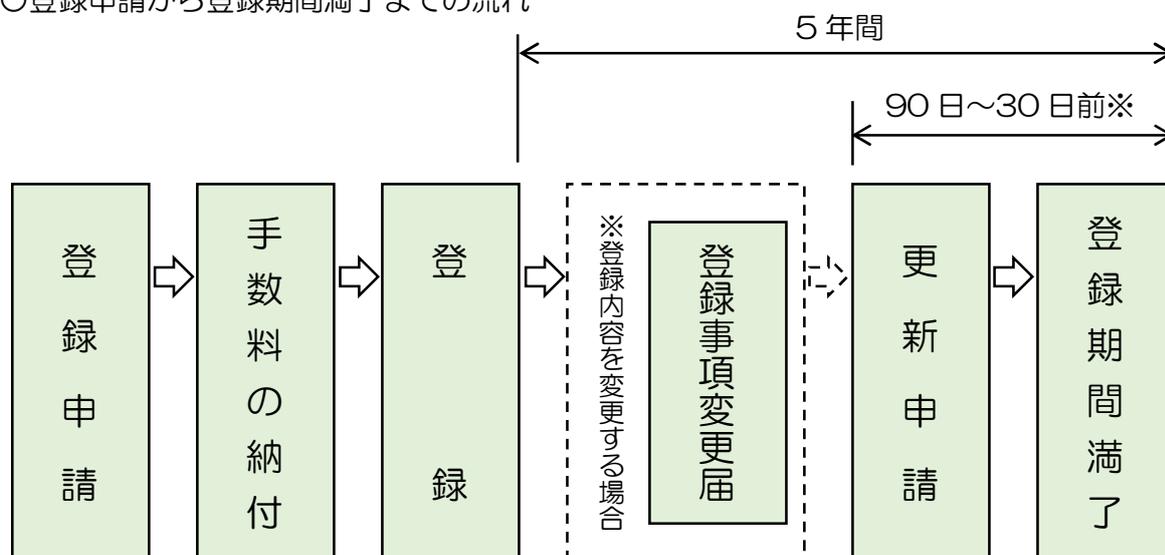
平成30年10月1日以降、更新の許可申請の際に、申請前3カ月以内に実施した点検の結果を記録した屋外広告物安全点検報告書（第6号様式の2）を提出することが義務付けられます。

屋外広告業の登録

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいい、香川県内（高松市内を除く。）で屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う場合は、県内に営業所があるか否かを問わず、香川県知事に屋外広告業の登録を受ける必要があります。

また、登録申請の際には、一定の要件を満たした業務主任者を選任し、県内で営業を行う営業所ごとに設置することが必要です。

○登録申請から登録期間満了までの流れ



※更新の登録の申請は、有効期間の満了の日の90日前から30日前までの間に行ってください。

○登録申請手続について

登録を受けようとする場合には、屋外広告業登録申請書（第11号様式）に、手数料として10,000円分の香川県証紙を貼付し、必要書類（次頁参照）を添付して提出してください。

屋外広告業登録をはじめとする各種屋外広告関係手続きについては、「香川県電子申請・届出システム」（「屋外広告」で検索）を利用したオンライン申請も可能ですので、ご利用ください。

オンライン申請の場合、お支払いはクレジットカード、PayPay、d払い、auPAYをご利用いただけます。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplay



新規・更新登録添付書類

◆登録申請者が法人の場合の添付書類

| 添付書類 | 登録申請者 | 法人役員 (監査役を除いて全員) | 業務主任者 (全員) |
|-------------|-------|---------------------|---------------|
| 誓約書(第12号様式) | ○ | — | — |
| 略歴書(第13号様式) | ○ | ○ | — |
| 登記事項証明書 | ○ | — | — |
| 住民票抄本 | — | — | ○(※1) |
| 資格証明書の写し | — | — | ○ |

※1 該当者が香川県内に住所を有する場合は、住民票抄本の添付を省略することができます。

◆登録申請者が個人の場合の添付書類

| 添付書類 | 登録申請者 | 業務主任者 (全員) | 法定代理人 (未成年の場合) |
|-------------|-------|---------------|-------------------|
| 誓約書(第12号様式) | ○ | — | — |
| 略歴書(第13号様式) | ○ | — | ○(※2) |
| 登記事項証明書 | — | — | — |
| 住民票抄本 | ○(※1) | ○(※1) | ○(※1、※2) |
| 資格証明書の写し | — | ○ | — |

※1 該当者が香川県内に住所を有する場合は、住民票抄本の添付を省略することができます。

※2 法定代理人の略歴書、住民票抄本は、登録申請者が営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に提出してください。

□業務主任者

屋外広告業者は、県内で営業を行う営業所ごとに、業務主任者を選任して、

- 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令等の規定の遵守に関すること
- 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全確保に関すること
- 条例第36条に規定する帳簿の記載に関すること
- その他、屋外広告業の業務の適正な実施の確保に関すること

の業務の総括を行わせなければなりません。(条例第34条第2項)

■業務主任者となることができる要件（条例第34条第1項）

| |
|--|
| ① 屋外広告士（国土交通大臣の登録を受けた法人（登録試験機関）の試験合格者） |
| ② 都道府県、指定都市又は中核市が開催する講習会の課程を修了した者 |
| ③ 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は法定職業訓練修了者であって 広告美術科又は広告美術仕上げに係るもの |

□登録期間

屋外広告業の登録有効期間は5年間です。5年ごとに更新の登録を受けないと、登録の効力はなくなります。更新の登録を受けるためには、現に受けている登録の有効期間が満了する日の90日前から30日前までの間に、更新の登録申請(手数料は新規と同様10,000円です。)をしなければなりません。

○登録事項の変更の届出について

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内にその内容を届け出なければなりません。屋外広告業登録事項変更届出書（第14号様式）に、次の書類を添付して届出してください。

◆変更届出の添付書類

| 変更事項 | | 添付書類 |
|----------------------------|----|--|
| 氏名又は名称及び住所並び に法人の代表者の氏名 | 法人 | ・登記事項証明書 |
| | 個人 | ・住民票抄本 |
| 法人の役員の変更 (監査役を除く) | | ・登記事項証明書 ・誓約書（第12号様式） ・略歴書（第13号様式） |
| 営業所の名称及び所在地の変更 | | ・登記事項証明書(商業登記の変更が必要な場合) |
| 営業所の追加又は削除 | | ・登記事項証明書(商業登記の変更が必要な場合) |
| 法定代理人の変更 (登録申請者が個人の場合) | | ・誓約書（第12号様式） ・略歴書（第13号様式） ・住民票抄本 |
| 業務主任者の変更 | | ・業務主任者の資格証明書の写し ・住民票抄本 |

○廃業等の届出について

屋外広告業を廃業・廃止した場合には、その日から30日以内にその旨を知事に届出（第16号様式）なければなりません。（条例第32条）

| 廃業等の届出事由 | 届出者 |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ・屋外広告業者の死亡した場合 | その相続人 |
| ・屋外広告業者が合併により消滅した場合 | その法人を代表する役員であった者 |
| ・屋外広告業者が破産により解散した場合 | その破産管財人 |
| ・屋外広告業者が合併及び破産以外の理由により解散した場合 | その清算人 |
| ・屋外広告業を廃止した場合 | 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員 |

屋外広告物講習会

香川県では、屋外広告物の表示等に関し必要な知識を修得していただくために、講習会を開催しています。講習会の修了は、屋外広告業者が選任する業務主任者の要件の一つに挙げられています。

※講習会は、毎年、香川県と高松市が交互に開催しています。

※開催日時、場所、申し込み方法等は県ホームページ等によりお知らせします。

○講習会の講習要目

- ・屋外広告物に関する法令
- ・屋外広告物の表示の方法に関する事項
- ・屋外広告物の施工に関する事項

○講習会の受講手数料

3,700円

条例違反等に対する措置

違反広告物に対する措置・罰則

○措置命令・除却命令

知事は、維持や管理が適切でない屋外広告物について、広告物の設置者又は管理者に対し、改修等の必要な措置を命ずることができます。

また、知事は、違反広告物について、除却等の措置を命ずることもできます。

(条例第 23 条第 1 項)

○代執行

上記の命令を行っても十分な改善が見られない場合や、広告物の設置者が不明な場合には、知事が設置者に代わり、改修や除却等必要な措置を執行することができます。(条例第 23 条第 2 項)

なお、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等については、条例に違反することや管理されず放置されていることが明らかな場合は、知事が設置者に代わり、除却を行うことができます。(屋外広告物法第 7 条第 4 項)

○許可の取消し

知事は、許可の条件や措置命令に違反したり、不正の手段により許可を受けた場合は、許可を取り消すことができます。(条例第 22 条)

○報告、立入検査等

知事は、広告物表示者等その他の関係者に対し、必要な報告や資料等の提出を求め、又は職員に、営業所その他の事業所、広告物若しくは掲出物件のある土地、建物等に立ち入り、広告物を検査させることができます。(条例第 44 条第 1 項)

○罰則

- 表示・設置の停止命令、措置命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。(条例第 49 条)
- 違反広告物を表示した場合や、必要な許可を受けなかったり、許可期限を過ぎても除却しなかった場合等は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(条例第 50 条)

屋外広告業者に対する措置・罰則

○指導、助言、勧告

知事は、香川県の区域内の屋外広告業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができます。(条例第37条)

○登録の取消し、営業の停止命令

知事は、不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者や、屋外広告物に関する条例に違反した場合等に、屋外広告業者の登録を取り消すことや営業の停止を命ずることができます。(条例第39条)

○報告、立入検査等

知事は、屋外広告業者に対し、必要な報告や資料等の提出を求め、又は職員に、営業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができます。

(条例第44条第1項)

○罰則

- 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者や、不正の手段により登録を受けた者、営業の停止命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられる場合があります。(条例第48条)
- 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者、業務主任者を選任しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。(条例第50条)
- 登録に関し必要な報告や資料の提出をせず、又は虚偽の報告や資料を提出した者、立入検査を拒んだ者等は、20万円以下の罰金に処せられる場合があります。(条例第51条)
- 廃業等の届出を怠った者、屋外広告業者登録票を掲げない者、帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿の保存をしなかった者は、5万円以下の過料に処せられる場合があります。(条例第53条)

窓



—

覧

■香川県の区域（高松市の区域を除く）における屋外広告業登録申請書等の提出先、規制等のお問い合わせ先

| | | |
|------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 香川県土木部都市計画課 （香川県庁本館 15 階） | 〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号 | 087-832-3556 FAX 087-806-0222 |
|------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|

■屋外広告物許可申請書等の提出先、規制地域等のお問い合わせ先

| 屋外広告物設置 掲出箇所 | 事務所窓口 | 所在地 | 電話 FAX 番号 |
|---|------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・さぬき市 ・東かがわ市 ・三木町 | 長尾土木事務所 総務課 管理担当 | 〒769-2301 さぬき市長尾東 1538-1 | 0879-52-2585 FAX 0879-52-4855 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・土庄町 ・小豆島町 | 小豆総合事務所 用地管理課 | 〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎 甲 2079-5 | 0879-62-1334 FAX 0879-62-1385 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・直島町 | 高松土木事務所 管理課 | 〒761-8076 高松市多肥上町 1251-1 | 087-889-8902 FAX 087-889-8943 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市 ・坂出市 ・善通寺市・宇多津町 ・綾川町 ・琴平町 ・多度津町・まんのう町 | 中讃土木事務所 管理課 | 〒762-0011 坂出市江尻町 1355 | 0877-46-7469 FAX 0877-44-6023 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・観音寺市 ・三豊市 | 西讃土木事務所 総務課 管理担当 | 〒768-0067 観音寺市坂本町 7 丁目 3 番 18 号 | 0875-25-5261 FAX 0875-24-1644 |

■高松市の区域についてのお問い合わせ先、提出先

| | | |
|-------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 高松市都市整備局 都市計画課 | 〒760-8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号 | 087-839-2455 FAX 087-839-2452 |
|-------------------|--------------------------------|-------------------------------------|